

令和4年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和4年9月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 栗 林 澄 恵
- 2番 木 内 文 雄
- 3番 新 見 準
- 4番 小 川 喜 敬
- 5番 山 田 雅 士
- 6番 小 澤 孝 延
- 7番 角 麻 子
- 8番 小 菅 耕 二
- 9番 木 村 利 晴
- 10番 石 井 孝 昭
- 11番 桜 田 秀 雄
- 12番 林 修 三
- 13番 山 口 孝 弘
- 14番 小 高 良 則
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 林 政 男
- 19番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	大 木 俊 行
総 務 部	長	片 岡 和 久
市 民 部	長	中 込 正 美
健 康 子 ども 部	長	井 口 安 弘
経 済 環 境 部	長	相 川 幸 法

建設部長 市川明男
財政課長 和田暢祥
国保年金課長 黒川康裕

・連絡員

秘書広報課長 田中和彦
総務課長 湯浅孝史
子育て支援課長 春日葉子
健康増進課長 小山田俊之
農政課長 酒和裕一
道路河川課長 中村正巳

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 部 長 土 屋 武 志

・連絡員

教 育 総 務 課 長 秋 葉 忠 久

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 梅 澤 孝 行
副 主 幹 佐 藤 竜 一
主 査 嘉 瀬 順 子
主 査 安 見 里 香
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和4年9月8日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

加藤弘議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を許します。

○小川喜敬君

初めに、この夏は梅雨の雨量も例年より少なく、猛暑日も多く、非常に暑い夏の中で、社会経済活動の維持と医療逼迫回避の両立に向けて、3年ぶりに行動制限のないお盆を迎えられ、全国的に日常を取り戻した様子をテレビで視聴しました。その後、新型コロナ感染者は急激に増加し、8月24日には自宅療養者も156万1千828人、8月25日には死亡者も343人と、過去最高を記録しました。謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。

現在は減少傾向にありますが、本市でも感染者数は高止まりの状態で推移しておりますが、まだまだ予断を許さない状況下の議会でございますので、通告に従いまして、明瞭かつ簡潔に質問させていただきます。

質問事項は、便利で快適な街づくり、心の豊かさを感じる街づくり、活気に満ちあふれる街づくりの3点を質問させていただきます。

1、便利で快適な街づくり（1）道路の適切な管理。

8月にも新潟、山形を中心とする北信越地方、青森や秋田を中心とする東北地方への大雨洪水被害がありました。甚大な被害であり、心よりお見舞いを申し上げます。

そこで、①台風、線状降水帯等が発生する中、道路排水機能の向上について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年の集中豪雨により市道の冠水が多発している状況のある中で、道路排水機能を維持するために、原因となる側溝等の詰まりの除去や、調整池への流入、及び出口の清掃など、定期的な維持管理に努めているところでございます。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

近年の大雨、ゲリラ豪雨、雷雨は想定をはるかに超えた雨量であることも認識しております。ここで再質問ですが、道路、側溝の日常管理といたしまして、側溝清掃はどのように実施されているか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

現段階におきましては、職員による直接作業や業者委託によりまして側溝の清掃を実施しているところがございますが、地域によりましては、ごみゼロ運動等の美化運動の一環といたしまして区や自治会等、地元の方々によりまして側溝清掃の方にご協力いただいているところがございます。

なお、地域での清掃の際には、側溝蓋の開閉道具の貸出しや、土のう袋を市の方で提供しているほか、清掃で出ました泥につきましては道路河川課の方で回収しているところがございます。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

地域、行政区、自治会等で側溝清掃を実施されている地域があるとお聞きしまして、ご理解、ご協力いただいていることに深く感謝を申し上げ、また感心いたしました。市民協働の時代であり、近所付き合いも少なくなって、人と人との関係も希薄になっていますので、奉仕活動の輪が広がってほしいと感じております。自分たちの地域は自分たちで守るという精神は大変重要と認識しております。

次に、②大雨洪水警報発令時の対応について（台風、災害時）をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大雨時における道路管理者としての対応につきましては、夜間や休日でも対応できるよう、道路河川課職員による班体制を整え、年間を通じた当番表を作成しております。また、気象庁より大雨警報が発表された際には市内をパトロールし、冠水箇所や雨水調整池の水位などを確認するとともに、危険箇所については土のうや排水ポンプの設置、通行規制などの対策を行っております。

なお、記録的な大雨が日本各地で発生していることから、今後も関係機関との連携を図りながら、引き続き市民の皆様の安心と安全に努めてまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

引き続き、道路の適切な維持管理をよろしく願いいたします。あわせて、通学路の危険箇所、150か所の7割が整備されていると聞いておりますので、残りの道路整備もよろしく願いいたします。市民の皆様の安全と安心に引き続きご尽力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。また、日頃、スピード感を持って対応され、感謝申し上げます。

これは再質問でございます。大雨災害により避難指示等が発令された際、私たち市民はどのように行動すればよいのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

大雨等により避難指示が発令された場合は、必ず危険な場所から速やかに避難してください。なお、避難は小・中学校や公民館などの指定緊急避難場所だけではなく、現在のコロナ禍の中で、感染拡大防止の観点からも、安全を確認した上での在宅避難、親類、知人宅、ホテルなど、安全に避難できる経路や場所など、普段からどう行動するか決めておくことと安心して避難できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

地球温暖化、異常気象、私たちの創造や想定を超えた甚大な被害が世界的にも、日本各地で発生しており、いざというときの危機意識は常に持っていた方がよいと、私も個人的には考えております。2019年の台風、大雨では甚大な被害で、いまだに忘れることのできない体験をいたしました。市長におかれましては、台風の上陸前に、有事に備え、市庁舎で寝泊まりされ、また副市長におかれましても、当時は総務部長として昼夜を問わず対応され、全庁を挙げて復興されたのは記憶に新しいと存じます。長期停電、水道の断水、家屋の損壊等の甚大な被害を被りました。備えあれば憂いなしと痛感させられました。

次に、2、心の豊かさを感じる街づくり（1）生涯スポーツの推進（民間企業の活用）①市民プール（民間施設）の開催にあたり、利用状況について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市民の方に水泳環境の場を提供するため、夏休み期間中に八街南中学校及び八街北中学校のプールを、各施設10日間、無料開放しておりましたが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開放を中止いたしました。

本年度は試験的に、民間施設を活用したプール施設の開放事業を実施したところです。今回活用している民間施設は屋内施設であることから、気温、気候などに左右されることなく開放できることも大きなメリットと考えております。開放日数は4日間、10時から14時50分で実施したところ、利用者総数は463人となっております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

私も8月22日の午前に1時間程度、利用させていただき、実際に利用状況を視察させていただきました。水中ウォーキング初級・中級・上級、親子で水遊びできるレーンに分けられ、男女のシニア世代と家族で楽しまれていました。この日は月曜日でしたので、お母さんと幼児の家族が多く利用され、ビーチボール、浮き輪等を利用し、屋内プールは華やかで、子どもたちがはしゃぐ楽しい光景を見せていただきました。民間施設において、新型コロナ感染

症対策はもちろんのこと、屋内温水プール、温水シャワー、乾燥室、ジャグジーのついた温浴ができる設備等の環境状況は十分と感じました。今年度が初年度ということで、市民の皆様には水に親しむ場の市民サービスの提供を十分ご利用していただきたいと存じます。

再質問でございますが、今後も民間施設を活用してプール開放事業を継続されるのか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

先ほどご質問があつて、小川議員も参加していただいたということでお聞きしておりますが、本当に参加した方々は非常に喜んで参加していただいたと聞いております。

その上で、今回、民間施設のプールを開放するにあたりまして、利用者からアンケートを頂いております。当然、アンケートをしっかりと精査しながら、教育委員会といたしましては、八街にある民間プール施設を今後も活用しながら、より多くの市民の方、子どもから大人までが楽しめるようなプール開放事業を継続していきたい、そのように考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

継続事業としてのプール開放をよろしくお願ひいたします。

(2) 学校教育の充実①現在、体育の授業、夏季休暇中の水泳の授業の状況について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今年度、市内小・中学校の体育における水泳の授業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。中止の理由といたしましては、更衣室が狭く、安全管理の観点から、児童・生徒の密が避けられないことや、2人1組をつくり、互いに安全確認を行うバディシステムを取り入れていることから感染リスクが高くなってしまふことが挙げられます。

水泳の実技については中止といたしました。水遊びや水泳の事故防止に関する心得については講義形式で授業を行い、水難事故への対策を講じております。

来年度以降の水泳の授業については、感染状況を確認しながら検討してまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

再質問として、民間施設を活用して、今後、小・中学校の体育の授業を実施されるか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

答弁いたします。

水泳の授業を民間施設で実施することにより、学校プールの維持管理コストを削減するとともに、水温や水質、衛生面の環境も安定するといったメリットもあると考えております。

佐倉市では学校プールの維持管理費を抑えるため、平成25年度から小学校1校でプールを

廃止し、水泳の授業は民間スイミングスクールで実施し、現在2校で実施していると伺っております。

教育委員会といたしましては、施設の適正化や施設ライフサイクルコストの削減等を踏まえ、民間活力の導入の検討は有意義であると考えております。しかしながら、八街にはスイミングスクールは1つしかございませんので、その辺も踏まえながら、今後、水泳の授業を民間施設で実施することについて、様々な観点から研究してまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

いすみ市では、市内の小学校全校と一部の中学校で民間施設を活用されており、その流れは長生郡市にも広がっていると聞いており、よりよい環境で学んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、②来年度から国の方針により、部活動のコーチに外部指導者の導入について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

地域の外部指導者などを積極的に活用し、少子化の中でも子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保することは、本市においても重要な課題であると認識しております。

教育委員会としましては、外部指導者の活用により生徒が専門的な指導を受けられること、競技経験のない教員への支援につながることから、外部指導者は貴重な地域人材と捉えております。今後、国や千葉県教育委員会の方針の下、生徒にとって望ましい部活動を実現するため、各学校の実情を踏まえ、教育委員会が一体となり、必要な方策について、具体的に協議・検討を進めてまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

少子化の進行による部活動の継続的な実施への懸念と、長時間となっている教員の働き方改革の2つの観点から、学校から地域へ移行することを目的としていますとあります。地域部活動の運営主体は退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられています。

休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動に関わる必要がない環境を構築し、生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えるとあります。教師の勤務を要する日（平日）において、学校の活動として行われる部活動を学校部活動、教師の勤務を要しない休日において地域の活動として行われる部活動、地域部活動との連携を図り、実施のために必要な取組を行うことが求められています。休日の指導を希望する教師は、教師としての立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することとなります。来年度から3年間を改革集中期間とし、地域移行を目指し、中学校の部活動は大きな変革の時代を迎えていますので、取

組の方をよろしく願います。

昨日、報道を視聴していましたら、連合総合生活開発研究所が7日、東京でシンポジウムを開き、今年5月から6月にかけて、全国の小・中学校や高校などで授業を受け持つ教員9千人あまりを対象に行った労働時間の調査結果の速報値を発表しました。過労死ラインの80時間を大幅に超えた、123時間の残業時間と発表されました。教員の皆様の日頃のご努力に感謝し、少しでも負担が軽減されればと存じます。

もう既に、ある市内の中学校では、バスケット部ですけれども、元千葉ジェッツのプロバスケット選手にご指導いただいていると聞いております。学校単位でやられていると思います、個別に。生徒たちにとりましても、よりよい部活動環境を整備していただきたいと存じますので、よろしく願います。

次に、3、活気に満ちあふれる街づくり（1）まちに賑わいをもたらす産業の振興①八街！激うま！ラーメン祭の開催について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街！激うま！ラーメン祭につきましては、けやきの森公園において、八街！激うま！ラーメン祭実行委員会の主催で、9月17日から9月19日及び9月23日から9月25日、計6日間の開催が予定されております。全国的に有名な16のラーメン店が出店すると伺っており、多くの方が来場されるものと考えております。

また、9月18日につきましては、やちまた落花生まつり2022の開催も予定しており、大きな相乗効果が期待されることから、市の活性化に大きく寄与するものと考えております。

市といたしましては、コロナ禍における開催ということを踏まえまして、感染防止対策の徹底をお願いした上で、市制施行30周年冠事業と位置づけ、商工会議所と共に後援という形で協力してまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

ラーメン祭実行委員会の皆様には、ラーメン祭を本市で開催いただき、心より感謝申し上げます。ラーメン祭の成功と、一人でも多くの方々が八街の地にお越しになられることをご期待し、開催期間中の天候に恵まれることを併せて、心よりお祈り申し上げます。ご家族、友人、知人、職場の方、身近な方、お誘い合わせの上、ご来場いただきたいと思います。地元の八街駅南口商店街理事長も歓迎されており、隣接している商店街にも足を運んでいただきたいと思いますと話されていました。また、駅前の八街市推奨の店「ぼっち」で特産物をお土産として購入していただければ幸いと存じます。ラーメン祭実行委員会の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

結びに、市制施行30周年を迎えた今年度、地域社会活動の維持と医療逼迫の回避を両立する観点から、3年ぶりの第31回八街ふれあい夏まつりの開催にあたりまして、関係機関の皆様には心より感謝申し上げます。大変多くの皆様にご来場されて、ふれあい夏まつりを楽

しまっていました。

八街！激うま！ラーメン祭、やちまた落花生まつり2022と続き、10月23日には第2回小出義雄杯八街落花生マラソン～走れ、八街 風に吹かれて～が開催されますが、今年こそ天候に恵まれ、市内外からのランナーを招いての大会が実施されますことを心よりお祈り申し上げます。そして、秋まつりも4年ぶりに各区で実施される予定であります。このようなイベント、行事が、コロナ禍ではございますが、まちに賑わいと活気をもたらしていただけることと、市民の皆様のご健康、ご多幸を重ねてお祈り申し上げます。

これで、誠和会、小川喜敬の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは私は、この9月議会は、コロナ・暮らし対策、また新たな公共交通について、3点目は環境整備の問題について、質問させていただきます。

まず、1点目のコロナ・暮らし対策についてであります。

第7波の新型コロナウイルス感染拡大は、オミクロン株BA2系統から、さらに感染力の強いBA5系統などの変異株への置き換わりの影響もあり、経験のない感染拡大となっております。本市の感染者は、6月は170人、7月は1千498人、8月は2千131人、約9割が自宅療養となっております。保健所からの健康観察の電話は原則行わないなど、事実上、放置状態で療養を余儀なくされております。市民にとって、こんなに不安なことはございません。専門家からは、高齢者の重症化率、致死率はインフルエンザよりもかなり高いとの指摘や、長期化の懸念もされており、今後、新型コロナをどのように封じ込めていくのかが問われていると思います。

そこで、まず1点目にお伺いいたしますのは、陽性者・濃厚接触者への対応でございます。

陽性者の検査体制について、県は新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターの陽性者登録の再開、これは7月25日から1日5千件まで受け入れていますが、実態、対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターは7月21日に再開いたしました。陽性者登録の上限は1日5千件でございますが、再開後1か月の登録状況は1日平均1千300件ほどでございます。同センターは65歳未満で基礎疾患のない方などを対象としており、県では陽性者の相談体制として、医師によるオンライン健康相談や、電話相談窓口が開設されております。

本市では様々な相談に対応しており、多いときで日に60件ほどございました。今後も、陽性者に最も近い窓口として頼っていただけるよう、相談には丁寧に対応してまいります。

○丸山わき子君

1日1千300件に対応ということなんですけれども、実際には、人数が多いときには対応が2日か3日ほど遅れたということで、市民の皆さんからも、なかなか対応していただけないという声を頂いていたわけです。ここに来て、若干、感染者数が減ってきて、対応が落ちていると思われそうですけれども、やはり今後も感染拡大があると専門家は言っているわけで、こういったところにきちんと応えられる、対応できる体制を県にもきちんと申し入れていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

いま一つ、大変気になる問題は、岸田首相は、感染者の全数把握を簡略化して、届出は高齢者、重症化リスクがあり投薬が必要な人、また妊婦に限定するやり方を9月26日から全国一律で導入するということを表明したわけですね。対象外の感染者の健康把握が懸念されるわけなんですけど、市としてはどのようにお考えなのか、検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

厚生労働省は、発熱外来や保健所業務等が極めて切迫した地域における緊急避難措置として、厚生労働大臣届出をした都道府県については、感染者の総数と年代別の総数を毎日公表することを前提に感染者の届出の対象を限定する、いわゆる全数把握の見直しを規定する改正省令を8月25日に施行いたしました。これを受けまして、届出のありました都道府県の告示を8月31日に行いまして、9月2日からは宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県の4県の全数把握が見直されております。

先ほど丸山議員からもお話のありましたとおり、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部発の9月6日付の事務連絡、ウィズコロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについては、9月26日から全国一律で療養の考え方を転換し、感染者の全数届出を見直すことが示されております。

本市といたしましては、発生届の対象とならなくなる軽症患者等につきましては、全国一律で全数把握を見直されるときは国の対応の概要と、それを受けての千葉県の対応方針に基づきまして対応することとしておりますので、今後の国、県の動向を注視し、迅速かつ的確に対応できるようにしていきたいと考えております。

○丸山わき子君

8月26日に、都内で新型コロナに感染した10歳未満の子どもが、基礎疾患がなく軽症だったために自宅療養していたけど、容体が急変して亡くなったということが報道されました。感染者の全数把握を見直すということは、こうした容体の急変に対応できない、こういうことが心配されるわけですね。一人ひとりの健康状態を把握して必要な医療につなげること、そして感染動向の把握は最低必要な対応ではないかというふうに思うわけなんです。宿泊療養施設への入所、あるいは配食サービスなど、こういった支援の手続きができなくなっていくんじゃないかと、国の全国一律の全数把握のやり方の変更というのは国民を一層不安に陥れていく方向でしかない。

そういった点で、今、千葉県の対応方針、国の対応方針に基づいて取り組んでいきますということをおっしゃるわけですが、国や県に対して、これでは困るんだ、自治体は直接、市民と実際に接しているところであり、市民を守るためには、これでは守れないということで、きちんと県や国に問題を提起していかないとかならないんじゃないかというふうに思いますが、その点、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、新型コロナ対策につきましては全国市長会あるいは千葉県市長会でも大きな課題になっておりまして、国に対してしっかりと発言して、医療体制をしっかりと、国民や県民の命を守る体制を、財政措置も含めて、国でしっかりとやってくれということで今協議して、国に申し上げたいということで、方向性は出ております。

○丸山わき子君

県に対しても、この対応は県民にとって大変不安な状況であるわけで、県独自の対応策を当然求めていくべきではないかというふうに思います。そういう点で、市長は県に対してはどのような対応を取られるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

全国市長会の役員会の中で、きめ細かな要望事項につきましては詰めておりませんので、それらも含めて、今後の役員会等々で、私も役員会に出られる立場になりましたので、しっかり県にも申し上げたいと思っています。

○丸山わき子君

全数把握の見直しというのは感染者を放り出してしまうという、そういう内容ですから、そういう点ではしっかりと感染者を見守る、保護する、病院にきちんとつなげる、そういった取組ができるように、ぜひ進めていっていただきたい。このことを強く求めておきます。

それから、濃厚接触者への対応についてであります。

濃厚接触者は、この間も陽性者よりさらに外枠に置かれて、不安な状態となっているのが実態であります。そういう点では、検査キットの配布や相談窓口の充実を求めたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、体外診断用医薬品であります医療用抗原検査キットを令和3年度に6千125本購入して、園児・児童・中学生・放課後児童クラブ利用者などの体調の変化に伴う検査や、スクリーニング検査を実施いたしました。

令和4年度におきましても、約6千本のキットを購入する計画でございます。

一般市民の皆様にはキットを配布する計画はございませんので、市民の皆様には薬剤師のいる薬局で、体外診断用医薬品と表示のある、国が承認した医療用キットの購入をお願いいたします。なお、医療用キットは令和4年8月31日からインターネットで購入可能であり、現時点で4品目が承認されております。

相談窓口につきましては、職員の状況から、これ以上の拡充は難しいと考えますが、お問合せには丁寧に説明、お願いすることに努めてまいります。

○丸山わき子君

インターネットを利用できる市民の方は、それで何とか対応している状況のようですが、やはりインターネットを利用できない、利用しない市民の皆さんに対しては、きちんと配付する、そういった体制を検討すべきであると。

それと、相談窓口につきましても、土日は窓口がないわけです。八街市の人員の関係で無理だと言われているわけなんですけれども、やはり市民が最初に駆け込みたいのは、一番身近な市なんですよね。そういう意味では、八街市がそういう体制を整えて、今後は特に国が全数把握のやり方を見直せば、不安の持っていく場所がない、相談を持っていく場所がないという点では、本当に土日もきちんと窓口を設けて市民の不安に答えていく、そういった取組がますます求められているのではないかというふうに思いますが、土日の窓口の開設につきまして、再度答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

それではお答えいたします。

市長からも答弁を差し上げましたとおり、ただいまの職員の状況から、非常に窓口の拡充というのは厳しい状況であるということでございます。ただ、市民の皆様方の声を再度、私どもも真摯に受け止めまして、今後どうしていくかということは再度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山わき子君

ぜひ市民の皆さんの命、健康を守る、その立場に立った行政を進めていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから2番目に、学校・保育園・幼稚園、学童保育・施設での感染対策について、お伺いいたします。

この間、先ほども令和3年度に6千本を超す検査キットを各施設に配付という答弁がございました。また、令和4年度も購入の予定というような答弁がございましたけれども、実際の検査キットの配置と活用状況はどうなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

抗原検査キットにつきましては市で一括購入し、保育施設・児童クラブに2千430本、幼稚園や小・中学校に3千500本をそれぞれ配分し、感染拡大防止に活用しております。保育施設においては、園内で感染が確認されたときに保健所による濃厚接触者の特定を行う必要はありませんが、園医に依頼し、市独自に感染リスクの高い園児を特定した上で、感染が心配される場合や家庭での保育が可能な場合には登園の自粛を保護者をお願いしているところでございます。なお、感染リスクの高い園児の保育を保護者が希望する場合には、抗原検

査キットを使用し、陰性確認後、保育の提供を行っております。

また、保育施設に勤務する職員につきましては、同様に抗原検査キットの使用のほか、月2回、PCR検査を無料で受検できる県の事業を活用しております。

幼稚園、小・中学校においては、濃厚接触者の有無にかかわらず、学級等で感染が拡大している状況が確認されれば、学校医の指示の下、感染リスクがあると考えられる園児、児童、生徒、教職員に対し、積極的に抗原検査キットによる検査を実施しております。

また、障害者施設・高齢者施設については、県において、施設の職員に対して週1回、無料で受検できるPCR検査事業を実施しております。

○丸山わき子君

障害者施設・高齢者施設ではクラスターの発生ということがいまだに続いています。週1回のPCR検査が行われているということでもあります。保育園につきましては2週間に1度だというようなことなんですけれども、やはり保育園での感染というのは、働くお母さん方から預かる施設ですから、感染させてはならないというふうに思います。そういう点では、2週間に1度じゃなくて、もっと小まめな対応策が必要ではないかというふうに思います。

保育園あるいは幼稚園での検査をどのようにお考えか、これからも2週間に1度でいいのか、今後はもう少し間隔を詰めて1週間に1度対応するのか、そういったことは検討されているのかどうか、その辺についてお伺いします。

○健康子ども部長（井口安弘君）

それではお答えいたします。

まず、職員の検査につきましては先ほども市長から答弁を差し上げましたとおり、県の検査を実施して、必ず2週間に1回の検査を事業所ごとに行うということにしております。

抗原検査キットを使います検査につきましては、お子様方の中に感染が出た場合、園医等に相談いたしまして、濃厚接触のおそれがあるというか、感染のおそれのあるお子さんを特定いたしまして、そのお子さんに随時、検査を実施させていただいて、感染が広がらないような配慮をしているところでございます。

○丸山わき子君

9月1日から小・中学校は2学期が始まったわけなんですけれども、学校での新たな対策、対応はされているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

各小・中学校及び園では、1学期に実施しておりました、手洗い、うがい、そして3密を避ける活動を継続して実施しているところでございます。現段階では、今まで行っていた予防策を継続することが大切だと考えております。

なお、各校や各園で検査が必要な場合には、先ほどからお話があります検査キットを躊躇なく利用させていただいているところでございます。現在のところ、配慮いただいておりますので、配置については現在問題ないと考えております。

○丸山わき子君

1学期は学級閉鎖、学校閉鎖といったようなことで、子どもたちの感染がかなりあったわけなんですけれども、これからもクラスター防止のためには、やはり検査をきちんとやっていく、頻回の検査を実施していくことが必要ではないかというふうに思います。検査キットを八街市がきちんと購入して、各学校、保育園で頻回に検査ができる体制を取っていく必要があるんじゃないか。感染者が出たらやるのではなくて、前もってきちんと把握していく、そのことがこれからはますます求められていくのではないかというふうに思います。

その辺について、担当課の方では、頻回検査に関して今後どんなふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

先ほども申し上げましたけれども、保育園でありますとか幼稚園でありますとか学校でありますとか、それぞれ校医がいたり園医がいたりということで、まずは具合の悪いお子さんについては園への登園を控えていただいたり、学校への登校を控えていただいたりということをしてしながら、なかなかお子さん全員に検査するほど、抗原検査キットを購入するだけの、やはりお金もかかることですので、なかなか難しい問題でありますので、その辺は、感染のおそれのあるお子さんに限定させていただいて、それと保護者の皆様のご協力もいただいて、感染のおそれのある方は登園であるとか登校しないようなことを徹底させていただいて、皆さんで気をつけて感染を食い止めていくというようなお願いをしながら、必要な検査はしていきたい、そのように考えております。

○丸山わき子君

ちょっと時間がございませんので。

あと、自宅療養の支援体制について、お伺いいたします。

この間の支援状況をお伺いするんですけれども、土日の対応、それから体調確認あるいは食糧支援体制にどのように取り組まれてきたのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、自宅療養者の様々な相談に対応するとともに、食糧緊急支援を実施しております。これは、千葉県配食サービスが配送されるまでの緊急支援として、自宅療養者のうち、周囲からの支援を受けることが困難な方に、本人の申出により、1人1回限り、約3日分の食糧を届けるものでございます。

八街市社会福祉協議会を委託先として実施しており、本年4月は15件、5月に8件、6月に4件、7月に84件、8月は173件の支援を実施しております。1日あたりの最大配付数は、8月29日の21件でございました。なお、土日の閉庁日につきましては、現在対応しておりません。

体調管理につきましては、医師の発生届に基づき、保健所が実施しており、本市では、保健所の依頼により、自宅療養者の所在確認業務を担っております。

○丸山わき子君

今後の在り方についてお伺いいたしますけれども、自宅療養者の急変に備えての対策は必要である、健康観察や訪問診療などができるように、医師会や地域医療機関などとの連携体制、また情報共有ができる仕組みをつくっておく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

印旛市郡医師会八街地区の皆様には、発熱外来や新型コロナワクチン接種など、多大なご協力をいただいておりますことに、まずは厚く御礼を申し上げます。医師会・医療機関の皆様の現状を鑑みますと、健康観察や訪問診療等の仕組みの構築は難しいと考えますが、他市町と協議の上、県に要望することを検討してまいります。

また、本市では引き続き食糧支援及び電話相談対応に努めてまいります。保健所への応援職員派遣や、保健所の依頼による自宅療養者の在宅確認業務を続けていくなど、感染者に最も近い窓口として頼っていただけるよう、県と連携してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、市長が答弁されたように、やはり一番のものは保健所だと思うんですね。もちろん地域の医師の皆様にもご協力いただきたいところなんですけれども、保健所の職員をきちんと確保して、感染者の健康観察、療養、保護を投げ出すことなく、きっちりと見ていくために、保健所に対しての職員の増員をきっちり県に要求していただきたい。今回のように、本当に市民の皆さんが不安な状況にならないような体制をぜひ取っていただくよう、お願いしたいと思います。

それから食糧支援については、食糧支援を受けた方からいろんなお話を伺いまして、本当に助かりましたと、そういう声をいただきました。買物に行けなかったから、こんなに支援をもらってうれしかったことはないというようなことで、感謝の声を伺っている中で、市の方は、家族が感染しても濃厚接触者がいれば濃厚接触者の方が買物に行けます、行ってくださいということ言われていたようなんですけれども、そのことを理由に食糧支援を断ってきたようです。濃厚接触者が買物に行くということは、感染拡大を防ぐことにはならないわけです。国の方はマスクをしていればいいですよという、そういう緩和をしていますけれども、八街市ではやるべきではないんじゃないか、こんなふうに思うわけです。

市民の皆さんから、家族感染、そして濃厚接触者がいるけれども、食糧支援をしていただきたいという要望があれば、きちんと要望に応じていくべきではないかというふうに思うんですが、その辺について、再度検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

食糧支援につきましては、今、丸山議員がおっしゃられましたとおり、濃厚接触者の方がいる場合につきましてはマスクを着用して買物に行けるという国の方針が出ておりまして、大変申し訳ないんですが、食糧支援をお断りしていたということがございます。実際、お断り

しておりました。ただ、どうしても配食できる数等は限られておりますので、できる限り本当に困っている方にお届けするために、買物に行けない方に限定してやらせていただいたということにつきましては、ご理解いただきたいと思っております。

○丸山わき子君

ご理解いただけません、私は理解できません。やっぱり感染拡大をいかに防ぐかといったら、一つ一つの部門でどんなことをやっていくのかということで、きちんとやっていかなければ感染拡大は治まらないんじゃないですか。濃厚接触者はマスクをしていればどこにでも出かけられますよ、それはまずい。実際には、濃厚接触者でお勤めをなさっている方はお休みにするわけですよね。そういう矛盾を市民に押しつけるようなことをやってはいけない。やっぱり濃厚接触者がいても外出しないで、お届けしますよ、少々時間がかかってもお届けしますよと、それは八街市がやるべきことではないかと。そういう点では見直しを求めます。ちょっと時間がございませんので。

○議長（鈴木広美君）

丸山議員、よろしいですか。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時03分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、丸山わき子議員の一般質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、(4)安心の国民健康保険制度について、お伺いするものであります。

今、共産党市議団は市民の皆さんに市政アンケートをお願いしています。コロナ禍、また物価高の下で暮らしの状況を伺ったところ、中間集約ではありますが、9割の方々が悪くなったと回答を寄せています。市民の生活悪化への対応策が求められており、その中でも病院の窓口で10割負担をしなければならない国民健康保険の資格証明書の交付について、お伺いするものであります。

現在、資格証明書の交付、また短期保険証の滞留状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資格証明書は納期限より1年以上にわたって未納がある世帯に対して交付しておりますが、保険税を滞りなく納付されている方との税負担の公平性の担保を図り、国民健康保険の健全な財政運営を維持していくために必要な措置として、ご理解いただきたいと思っております。

また、コロナ禍におきましては、感染拡大防止の観点から、国民健康保険証及び資格証明書は全ての世帯に郵送しており、令和4年6月1日現在の滞留世帯は、郵便の不着による65

世帯となっております。

なお、資格証明書の交付に係る運用につきましては、国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等交付要領を定め、病気やけがで5日以上入院をしたときや、これに相当する場合は特別な事情にあたるとして、資格証明書の交付措置を解除し、短期被保険者証を交付するなど、柔軟な対応をしているところでございます。

○丸山わき子君

資格証明書発行世帯は、9割は200万円以下の世帯なんですね、約7割が100万円以下の世帯になっているわけです。現在は221世帯が資格証明書となっているわけなんです。

厚生労働省が2020年2月に、発熱などの症状があっても医療費の支払いが心配で医療機関にかかれない世帯への支援の必要性から、これはコロナ対策ですが、資格証明書を被保険者証とみなすとする通達を出しているわけです。この通達を受けて、資格証明書交付世帯に短期保険証を発行する、こういう措置を講じた自治体もあるわけです。いかに資格証明書を持った方が病院へ行けないでいるか、このことをそれぞれの自治体がきちんと把握されているわけです。

ぜひ八街市でもこういった対応策を取っていただきたいというふうに思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○国保年金課長（黒川康裕君）

先ほどの市長答弁でもございましたように、税負担の公平性や国民健康保険の健全な財政運営を維持していくために必要な措置として資格証明書を発行しております。滞納世帯に対して、短期保険証を経ずに資格証明書を交付することはなく、資格証明書の交付までには短期被保険者証を活用することによりまして、滞納者の納税相談を受けるなど、新たに特別な事情等が生じていないかなど、納税者の状況把握に引き続き務めてまいりたいと考えておりますので、窓口に来にくいということもあると思いますが、なるべく窓口につないでいただくように、ご理解とご協力をお願いいたします。

○丸山わき子君

今のコロナ感染拡大の中で、コロナだけじゃなくて、ほかの病気になってもなかなか行けない、そういう方がすごく多いわけです。資格証明書を交付していること自体が既に、滞納者が医療を受ける権利を侵害しているというふうに思うわけなんです。市民の健康と命を守る、この立場に立って、やはり緊急に、資格証明書ではなくて短期保険証に切り替えていく、受診抑制が絶対にあってはならない、そういう立場に立っての対策をぜひ検討していただきたい、このことを申し上げておきます。

それから、延滞金の徴収についてであります。

大半の未納・滞納世帯は、払わないのではなくて払えないのが実態です。延滞金というのは国保税ですね。滞納している未納者に対して、国保税に加えて延滞金の徴収は現実的ではないというふうに思います。高過ぎる保険税に延滞金加わって、支払いを求めることによって、消費生活を下回るような生活を強いられているわけですから、これはもう本末転倒であ

る。

延滞金の徴収をしていくということを見直してもいいんじゃないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の市税延滞金の減免の取扱いにつきましては、地方税法及び八街市税等に係る延滞金の減免に関する取扱要領によりまして、医療費の過大な支出があった場合や、営む事業の著しい損失など、やむを得ない事由により納税することが困難となった場合に減免できることとなっております。また、生活保護や生活保護法の適用基準に近いなど、生活が困窮していると認められる場合は、本税を含め、延滞金の徴収を停止する制度もございます。

今後も、生活保護などの制度の説明や窓口の案内、減免制度の活用を含め、納税者個別の実情に合わせた親切丁寧な納税相談を行ってまいります。

○丸山わき子君

延滞金を徴収していない自治体もあるわけですね。徴収していない自治体の理由は、条例では徴収されるものとされているけれども、滞納者は失業者や低所得による生活困窮者であることが多く、延滞金加算の実施は滞納被保険者への負担増となっている、保険料本体の納付をさらに困難にすることが考えられるから延滞金は取りませんよと。実際に、市民の生活実態から、こういった取組を進めている自治体があるわけなんです。八街市でも、こういった実態は同じだと思います。本当に生活できない方からの徴収ではなくて、市民が本当に安心して暮らしていける、そういう政策に切り替えていただきたい、このことを求めておきます。

次に、2、新たな公共交通について、お伺いいたします。

せんだって高齢者外出支援タクシーの代替策として、全員協議会でデマンド型乗合タクシーの実証実験について、説明がございました。改めて、実証実験の取組内容をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問6、石井孝昭議員に答弁したとおり、本市が導入を検討している新たな公共交通は、令和3年5月に策定しました八街市地域公共交通計画における施策、移動ニーズに応じた外出支援策の見直し・導入に基づき実施しようとするものでございます。新たな公共交通の導入にあたっては、市が現在実施しております高齢者外出支援タクシー制度を見直し、民間路線バスや、ふれあいバスでは運行が難しい市内交通空白地域を解消するとともに、持続可能な公共交通体系として構築することを基本方針として掲げております。

実証実験については、導入時期を令和5年10月、対象地域を市内全域、検証作業を含めた実施期間を八街市地域公共交通計画の計画期間である令和8年3月末までの2年6か月で調整を進めており、この間の利用状況や市財政負担額、アンケート調査による満足度等を評価指標として効果検証してまいります。今年度中には、交通事業者や千葉運輸支局、八街市地

域公共交通協議会といった関係機関との協議調整を整え、具体的な運行形態を決定し、一日でも早く市民の皆様への広報周知活動を始められるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

市民の待ちに待った乗合タクシーということで、多くの皆さんからの歓迎の声を聞いております。

実証実験の取組の内容についてなんですけれども、運行エリアは市内としていますが、現在の高齢者外出支援タクシーで運行されている市外の病院等への運行、それから現在の外出支援タクシーに対して土日も運行してほしいんだと、こういった要望が多くあろうかと思うんですが、こうした問題については、今回の実証実験の中では置き去りにしてしまうのかということで大変疑問を感じるわけですが、どのような経緯で今回の実証実験の計画となったのか、お伺いいたします。

○副市長（大木俊行君）

今回の実証実験につきましては、令和5年10月から令和8年3月までの2年6か月間を予定しております。ただし、第1次検証期間として令和5年10月から令和6年3月、第2、第3という形で、1年ずつの検証試験を予定しております。この間で検証試験をいたしまして、よりよい運行となるように検証してまいりたいと考えております。

今、丸山議員の方からありました、市外運行は認めないのかというようなことがございましたが、新たな公共交通の導入にあたりましては、民間路線バスや、ふれあいバス、タクシー交通等の既存の公共交通と役割を明確化し、民間路線バスやタクシーの撤退等につながらない交通ネットワークとすることが重要と考えております。ただし、この辺につきましては検証期間の中で、市民の皆様からいろいろな意見を頂いた中での検証となりますので、よりよい運行となるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

特に南地域の皆さんは、生活圏が東金市、大網白里市というようなことで、本当に病院へ行くのにどうしようかという声が当然聞かれるかというふうに思います。今は外出支援タクシーの市外利用率というのは3.4パーセントなんです。3.4パーセントですけれども、切実なんです、切実です。ですから、市外に対してどう対応していくのかという取組はぜひ具体化していただきたい。それから土日に関しても、いろんなイベントが土日にあるわけで、参加したいと、そういった声がたくさんあるわけですので、ぜひ土日に関しても当初から対応できるように検討いただきたいと思います。

それから、②安価な乗合タクシーをということで、市内のどこに住んでいても安価で市民誰もが利用できる乗合タクシーを検討できるのかという点で、改めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新たな公共交通の導入にあたっては、民間路線バスを含む既存の公共交通機関の機能と役割を明確にし、相互の連携による持続可能な地域公共交通体系として構築する必要があるとございます。

新たな公共交通については市民の誰もが利用できる形で検討を進めておりますが、運賃負担額については、既存の民間公共交通機関や、ふれあいバスへの影響とバランスを考慮し、提供するサービスのレベルに応じて設定する必要があるものと考えております。なお、障がいをお持ちの方やその介助者、小学生の運賃負担額については、民間を含む公共交通機関の事例を参考に、一部減免措置について、検討いたします。

○丸山わき子君

私は、なるべく安く市民に提供できるということは大変ありがたいというふうに思うわけなんですけれども、一方ではデマンド乗合タクシーが成功するか、失敗するか、鍵というのは、どれだけ利用者があるのか、そこが問われてくるというふうに思います。

今回の計画の中では乗車率、利用者率はどのぐらいを見込んでいるのか、そこに基づいて500円という単価が出てきたのかどうか、その辺について、再度、答弁いただきたいと思っております。

○副市長（大木俊行君）

今回のデマンドタクシーにつきましては、令和5年10月から令和6年3月までの6か月間で試算させていただいております。運行時間は8時間、1時間あたりの利用者を1人、乗合率を1.1、運行台数3台、運行日数を121日で計算しておりますので、この中で計算いたしますと一般運賃を500円、障がい者・介護者運賃を300円として計算しておりますが、この場合ですと一般利用率を75パーセント、障がい者・介護者利用率を25パーセントで計算しますと、全体の収支率としては9.6パーセントですので、運賃経費は1千500万円、運賃見込額は143万7千円ということになりますので、委託料の見込みについては1千356万円という形で考えております。

○丸山わき子君

高齢者外出支援タクシーを利用していた方々は、当然こちらのデマンドタクシーに移行してくるかというふうに思います。それにプラスして新たな利用者が入ってくるので、そういう点では利用者はかなり増えるかなというふうに思いますが、やっぱり利用するには本当に利用しやすく、先ほどの土日であるとか、市外へも行けますよとか、こういったところをきちんと改善して、ぜひ多くの市民が利用できる、そういう内容にしていきたいというふうに思います。

それからもう一点、本格運行に関して、実証実験後の本格運行をいつから始めるのか、その辺について、再度、答弁いただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

効果検証作業を含めた新たな公共交通の実証実験については、八街市地域公共交通計画の計

画期間である令和8年3月末までの2年6か月で調整を進めております。

実証実験という試験的な形態で実施するメリットは、市民ニーズの実態把握や、事業の持続可能性を含めた効果検証を可能とし、また、その結果については、事業改善への柔軟な対応や、その後の事業展開に活用することができます。実証実験後の運行につきましては、実証運行の効果検証を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、本格運行への移行に向けて取り組んでまいります。

○丸山わき子君

事業改善を進めながらということのようなんですが、ぜひ市民の皆さん、利用者の皆さんの声をしっかり受け止めた、そういう内容で本格運行へと移行していただきたい、このことを申し上げておきます。

最後に、安全・安心の環境整備について、お伺いいたします。

特に、朝陽小学校近くの残土への対応は、この間も議会で取り上げられてまいりました。口頭、文書による指導と安全確認を行っているとしてきましたが、既に6年が経過しています。一向に解決のきざしは見えません。従来の対応で解決できるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

盛土総点検は、国から示されました、盛土による災害防止に向けた総点検実施の方針に基づきまして、千葉県が実施し、その結果が公表されたところでございます。

点検箇所の対象は、平成17年に施行した市の条例の案件だけでなく、市の条例施行以前の県条例に対する盛土についても点検対象となっており、千葉県全体の点検箇所数は2千898か所であり、そのうち八街市は49か所の盛土が対象となり、総点検が実施されました。結果としまして、千葉県全体で危険箇所が5か所ございましたが、八街市においては危険箇所はございませんでした。

また、許可・届出等の手続が取られていなかった盛土や、手続内容と現地の状況に相違があった盛土が、合わせて11か所ございました。これら11か所の盛土につきましては、そのほとんどが県の条例に対する盛土となっており、引き続き、県により法令等に基づく行政上の措置や指導が行われるものと考えております。

○丸山わき子君

全て県の方の関係の処分場であったということのようですが、朝陽小学校近くの不適切な残土処分場に対しましては、この間、なかなか口頭や文書による指導、安全確認を行っているということで進めてきていますけれども、既に6年が経過しているにもかかわらず解決できていない。この解決について、どのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内で不適切な残土処理が行われている箇所数につきましては、カインズホーム裏の1か所

となっております。この盛土の行為者に対しましては、残土条例指導事項票や、措置命令書及び勧告書を交付し、再三、撤去を促してまいりましたが、一部分の撤去を行ったのみで、ほとんどの盛土は撤去されていない状況であります。市といたしましても、引き続き、口頭並びに文書にて撤去を求めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

文書と口頭では、もう解決できないというのが明らかになっているんじゃないかというふうに思うんですね。その辺について、去年も加藤議員が条例の見直しをしたらどうかということで提案をしているわけですね。それがいまだにされていない。そういう点では、本当に早急な対応策が必要ではないかと。

それから、今回の朝陽小学校脇の不法残土の問題ですけれども、この対応は初動が大変まずかったというふうに思います。今後、こうした問題に対する初動のマニュアルをきちんと作って、対応策をしていくべきではないか。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。順次質問させていただきます。

1、医療問題について、お伺いします。

新型コロナウイルス、オミクロン株BA.5型の感染力は非常に強いと言われております。そのような中、政府は感染者の全数把握を見直し、代替策として、高齢者や基礎疾患のある人など、重症化リスクの高い患者に限定して報告させるようです。軽症者は自宅待機の状況から家庭内感染が増大し、救急車の搬送先や医療機関の患者受入れ等に支障を来している日々が現状です。市内においても、高齢者施設や障害者施設などでのクラスター発生が伝わっております。また、熱を出し、病院へ行った方からは、先生から、薬局で抗原検査キットをと指示されても、購入がままならず、入手が大変難しいとも伺っております。

そこで、（1）新型コロナウイルス罹患者指導について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

陽性者は、発症日から10日間が療養期間となります。自宅療養の場合、外出せずに自宅で療養いただき、その間、保健所から1日1回の健康観察がございます。また、パルスオキシメーターの貸与や医師によるオンライン健康相談、症状が悪化した場合の電話相談のほか、希望者は配食サービスを受けることができます。

本市では、様々な相談に対応するとともに、食糧緊急支援を実施しております。今後も、感染者に最も近い窓口として頼っていただけるよう、相談には丁寧に対応してまいります。

○加藤 弘君

(2) 抗原検査キットについて、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、日本共産党、丸山わき子議員に答弁したとおり、本市では体外診断用医薬品である医療用抗原検査キットで、令和3年度と同様、令和4年度におきましても、園児・児童・中学生・放課後児童クラブ利用者などの体調の変化に伴う検査や、スクリーニング検査を実施する計画でございます。

一般市民の皆様方にキットを配布する計画はございませんので、市民の皆様には薬剤師のいる薬局で、体外診断用医薬品と表示のある、国が承認した医療用キットを購入されますよう、お願いいたします。

○加藤 弘君

検査キットなんですけど、今の答弁も理解は十分できますが、必要とするほとんどの方は、自分に熱が出たとか、何らかの症状があつて病院へ行き、それからの話になるので、検査キットで先ほどもネット購入の話が出ていましたけど、ネット購入するにしても、数日、日にちはかかるということを伺っております。

そういう中で、市の方で備蓄してもらうことはできないかというお話も伺っておりますが、その辺の対処ができないかどうか、伺います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

先ほども市長から答弁させていただいておりますとおり、中学生でありますとか、小学生や園児、こういったお子様向けの抗原検査キットにつきましては備蓄して対応していきたいというふうに考えておりますけれども、なかなか市民の皆様に行き渡るほどの抗原検査キットを備蓄するほど、予算等もございませんので、これにつきましては、確かに熱が出た状態で抗原検査キットを買いに行けるかということになれば非常に難しいところではございますけれども、できればあらかじめご用意いただいて、ご対応いただけたらというようなことでございます。

○加藤 弘君

じゃあ、事前に用意するように声かけしてあげないと、なかなか難しい。実際、自分も具合が悪くなってから病院へ行きますから。そこで改めて医師からそういう指示をされても、またそれから日数がかかるわけです。その間に熱が下がればいいけど、下がらないまま自宅待機ですから、薬という薬も処方されないという状況ですから。

そういう大変な思いをする方も現に出てきていますので、その辺は再度また検討を、予算的な問題は十分に分かります、予算的なものには後でちょっと触れるか分かりませんが、厳しいのは分かっております。何か方法を見つけることを、ちょっと検討してみてください。できる、できないは別として、こういう方法が可能じゃないかというところまで、検討できれば、してほしい。実際に困っている方はたくさんいらっしゃいますので、その辺、お願い

いたします。

次に、（３）自宅待機者への対応と支援状況について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問２、公明党、木内文雄議員及び個人質問４、日本共産党、丸山わき子議員に答弁したとおり、自宅療養者には千葉県からの各種支援のほか、本市におきましても様々な相談に対応するとともに、食糧緊急支援を実施しており、引き続き自宅療養者への支援に努めてまいります。

○加藤 弘君

２、管外医療機関について、伺います。

私たちは日常、体に異変を感じた場合、市内のかかりつけ医療機関や管内の医療機関にて診療を受けているのがほとんどですが、市内南部地域には一般医療機関が少なく、多くの方々が管外の医療機関のご厄介になる現状となっております。

南部地域の市民の方々が多数利用されているといわれる、千葉メディカルセンターの資料を参考資料として配付させていただきましたので、ご参照ください。

南部地域の市民の方々から頂いた声の中に、保険証さえ持っていれば、確かにどこの病院にでもかかれるが、市内の病院に行くように、もっと気楽に市外の病院に行けるようにならないかとの声も頂きました。数年前にも、産婦人科病院がないとの声を頂き、質問とともに要望した覚えがございます。市民にとりましては、医療問題については命に関わる最重要課題であります。

そこで、（１）管外医療機関の利用実態把握について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

医療機関の適正な配置につきましては、県が策定します千葉県保健医療計画に定める保健医療圏の中で、地域に見合った保健医療サービスが提供できるよう、整備していくものとされております。

本市には、入院施設のある病院が４か所、内科・小児科等の一般診療所が２７か所、歯科診療所が３２か所あり、身近なかかりつけ医としての役割を担っていただいている医療機関として、日常的な診療や健康相談などについて受診することができます。

管外医療機関の利用実態については把握しておりませんが、令和３年度に子ども医療費助成受給券を使用して市内医療機関を受診した通院件数は２万６千１３６件で、全体の７０パーセントとなっております。

○加藤 弘君

南部地域の方で、私に話をされた方は、昼間は保険証を使って受診したが、夜に具合が悪くなって電話をかけたら断られた、仕方なく救急車を呼んだ、救急車で行ったら診てくれたということを伺いました。私は２市１町の消防機関にも関与しています。八街は救急車の出動

が大変多いので、その辺も気になりましたので、千葉メディカルセンターの事務長さんを訪ねました。いろいろお話を伺ってきました。その中で、できれば地元の病院へという声も頂きました。ですが、住んでいる地域から近い病院へ、どうしても地元の方は行くようになっちゃう。

実際問題、ちょっと車で走って、医療機関がどこにあるかなと探してみましたが、これというものが見つかりませんでした。南八街病院で神経科と内科という看板を見つけましたが、地元の人に聞いたら、あそこは神経科でしょうという思いが強くて、なかなか行く気にならないという言葉を受けました。

この資料を頂いた病院には千葉大学の先生がいるということもあって、そこへ行っちゃうということでした。

そういう観点から、もし市長の方に機会がございましたら、医療関係者と懇談するような機会がございましたら、何らかの病院、内科や外科、整形外科、そういうものを見ていただけるような病院を南部に誘致できれば、お声かけを願いたいなという思いでございます。

中には、季美の森整形外科に通っている方もいらっしゃる。あそこは、八街市内にも送迎のバスを走らせていますので、そういう面もあり、使いやすいところへ行っちゃうという声も伺いました。

市民の方は、具合が悪くなるのに時間は関係ないんだから、とにかく何とかしてよという思いが強いので、その辺を理解してあげて、まちなかには医療機関が結構ございます、佐倉方面、成田方面には病院がございますので、かかりやすい状況かと思えますけど、南部の方は病院が少なくなっておりますので、その辺をご理解いただけないかと。

それと……。今、(2)まで行ったかな。

○議長（鈴木広美君）

いや、当該市との連携は、まだ伺っていません。

○加藤 弘君

(2) 当該市との連携について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

管外医療機関が設置されている市町村とは連携しておりませんが、県内の各保健医療圏ごとに地域保健医療連携・地域医療構想調整会議が開催されておりまして、本市におきましても地域に見合った保健医療体制の整備について、検討及び協議を行うため、印旛地域における関係市町と連携を図っております。

○加藤 弘君

ちょっと部長に伺いますが、この資料を見て、どのように感じたか。確かに連携は、本市が勝手にどうこうすることができないのは十分に分かっています。ただ、この資料の数字を見て、どのような受け取り方をされたか、ちょっとそれをお聞かせ願えますか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

資料を拝見させていただきましたところ、東千葉メディカルセンターで受診した患者のうち、本市の市民は外来では3年間平均で3千442件、外来全体の3.58パーセント、入院では3年間平均で2千133件、入院全体の2.69パーセントを占めております。確かに多くの方が利用していると実感しております。

また、東千葉メディカルセンターについては、山武長生夷隅保健医療圏の特定機能病院といたしまして、二次救急医療機関、災害拠点病院、救命救急センターの3つの機能を有しております。当該医療圏の中核病院として重要な役割を担っているということを理解する必要があります。そのような事情から、初診の際には、紹介状がない場合につきましては初診時選定療養費といたしまして、東金市民と九十九里町民の場合は5千500円、その他の市町村民の場合は6千600円をご負担いただくというようなことになっております。

本市といたしましては、先ほど加藤議員もおっしゃってございましたけれども、市内の医療機関に限定することなく、市民の皆様の健康管理に資するためには、やはり普段からご自身の体質であるとか病歴、健康状態を把握して、診療のほかに健康管理上のアドバイスもしていただける、やはりかかりつけ医というものを持っていただいて、日常的に受診していただくということが一番、ご本人のためにはよいのではないかと考えております。

○加藤 弘君

医療問題は、またこれからいろいろ出てくるかと思えますけど、取りあえず一旦そこは置かせて。

3、道路問題について、伺います。

昨年6月28日15時20分頃に発生した、酒気帯び運転による児童を巻き込んだ死傷事故の後、通学道路や生活道路の一斉安全点検が行われ、その後の対応策が議会にも報告されました。資金不足が予測される中、市長が担当者を同行され、国に対し安全対策資金確保に尽力してきていることは周知の事実でございます。本当にご苦労さまでございます。

そこで、(1)市道安全対策の進捗状況について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

小学校の通学路緊急一斉点検で挙げられた、対策の必要な150か所につきましては、道路管理者、警察、防災課、教育委員会が連携し、対策を進めております。令和4年6月末の時点で、ハード面、ソフト面での対策済箇所数は103か所となっております。

ハード面の対策として、県と市の道路管理者によるグリーンベルトの整備や外側線の引き直し、車止め等の設置、佐倉警察署による横断歩道の補修、防災課による注意喚起等の看板設置等の対策が取られました。また、すぐに対応が難しい箇所につきましては、ソフト面の対応として、教育委員会と防災課が連携し、児童・生徒の危機回避能力を育成する交通安全教育等を実施いたしました。

歩道整備や交差点改良の対策を含む、中長期対応予定の47か所につきましても、短期間に対応できるグリーンベルトの整備や外側線の引き直し、看板設置等の対策を進めております。

現在は、今年度よりスタートいたしました第4期八街市通学路交通安全プログラムにおいて、8月に危険箇所の手合点検を行いました。今後も関係部局や機関と連携し、継続して対策を進めてまいります。

○加藤 弘君

まだ安全対策調査漏れのところもあるかと思っておりますので、地域の区長さんたちに再度声かけしていただいて、漏れがないかどうか、確認していただきたいと思っております。

私の住んでいる近く、団地が道路の両側にあつて、それが学校からも出ていなかったようなので、道路河川課にお願いして、側線引きをお願いしましたが、そういうことも現にありますので、いろんなところに再度声かけをしていただいて、危険なところがないかどうか、チェックをよろしくお願ひいたします。

(2) 市道210号線、これは二州小学校から四木、東吉田を北上する道ですが、市道210号線の歩道設置要望のその後について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道210号線の歩道整備につきましては、現在、笹引地区において継続的に工事を行っております。ご指摘の歩道設置要望の区間につきましては、現在、早期の歩道整備計画は難しい状況でございますが、この区間は通学路であり、歩行者が安全に通行できるよう、当面の安全策としてグリーンベルトの整備や路面標示などで対応する予定でございます。

今後も、歩行者が安全に通行できるよう、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

(3) 市道111号線は川上幼稚園から北上する道です、それと市道112号線は元の川上農協のところから北上する道ですね、道路改良について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道111号線につきましては、今年度、現状の路盤等状況について、非破壊試験調査を実施する予定となっております。最適な舗装修繕を行うための舗装構成等を検証いたします。その調査結果を踏まえ、国の補助制度などを活用しながら、道路改良計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、市道112号線につきましては、主要地方道千葉八街横芝線、勢田入口交差点から八街すずらん幼稚園までの区間の約500メートルについて、舗装修繕を行ったところがございます。

今後も引き続き、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

この質問をしたのは、高齢者の方から、昭和29年に八街町と川上村が合併して新たな八街町が誕生した、既に68年もたっているじゃないかと。当時、その方は小学生だった。その方も既に80歳過ぎの年齢となっております。ご自分のお孫さんが川上小学校に通っているが、朝陽小学校みたいな事故が起こってからでないと、やってくれないのかというような、厳しいお言葉を頂きました。

そういう中で、路面の改修を私立幼稚園の方でされているのは確認しておりますが、人の歩く場所は、住宅地も少ない場所ですが、何とか確保できないかと。市道112号線等には、大谷流寄りには企業が何社か来ておりまして、大型車の出入りが毎日あるそうです。そういう中で、大変危ないということもありますので、人が歩くということをもっと考えてくれな
いかということをお願いしております。

そういうことで、家のないところですが、歩道が可能であれば、やはりそういうことも検討すべきじゃないかと。八街は車優先のまちじゃなくて人間優先のまちだというふうに、持って行っていただきたいと思えます。確かに私たちも毎日、車で動いています。動いていきますけど、車に乗れない方も出てきていらっしゃる。そういう方のことも考えていただき、小さなお子さんにどういう行動ができるのか、考えていただきたい。再度その辺の検討、見直しをしていただきたい。ただ路面を直すだけじゃなくて、人が安全に歩けるまちを目指していただきたいと思えます。その辺、部長、いかがですか。

○建設部長（市川明男君）

市内それぞれの道路につきましては、それぞれの路線ごとに幅員や構造が違いますので、大変申し訳ございません、答弁することは非常に難しい問題でございます。ただ、議員がおっしゃったとおり、歩行者の方が安全に歩行ができるよう、限られた財源の中でございますので、それぞれの幅員等に見合った対応に今後努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○加藤 弘君

先ほどちょっと言うのを忘れちゃったんですけど、今日の朝刊を見た方は分かると思えますけど、国のコロナ対策の指針がどんどん変わってきています。この辺を確実に把握して、やはり堅実に対応していかないと。自宅待機期間も10日間から7日間とか、いろいろ変わってきています。療養期間の短縮は、7日から適用を開始したということが新聞に掲載されておりますので、その辺、適宜対応していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日9月9日から12日は議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日9月9日から12日は休会することに決定いたしました。
本日の会議はこれで終了します。

9月13日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、経済建設部長から報告事項がございますので、自席にてお待ちください。報告事項の後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午前11時52分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件